

令和4年度(2022年度)
北海道動物愛護推進協議会

議 事 録

日時：2023年3月16日(木) 13:00~15:30
場所：かでの2・7 510会議室

1. 開 会

○事務局(田邊主幹) それでは、定刻となりましたので、令和 4 年度北海道動物愛護推進協議会を開催いたします。

本日は、ご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の進行を務めます北海道環境生活部自然環境局自然環境課の田邊と申します。どうぞよろしくお願い致します。

開会に当たりまして、自然環境課長の本間よりご挨拶申し上げます。

○事務局(本間課長) 皆さん、こんにちは。

改めまして、自然環境課で動物愛護の担当をしております、本間と申します。令和 4 年度北海道動物愛護推進協議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日ごろから、道の動物愛護管理行政の推進につきましてご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

また、今年度は 2 年ぶりの対面開催となりましたが、年度末で、また、今日はあいにく天気が悪い中をお集まりいただきまして、感謝申し上げます。

さて、もう 3 年前になりますが、令和 2 年 1 月に道内で 1 例目の感染者が確認されて以来、猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症ですが、感染者数も減少傾向にあり、また、徐々に活動の制限も緩和されたところがございます。今週の月曜日からマスクの着用についても考え方が見直されたところですが、なかなか外せない状況はまだ続くかなと思います。

そのような中で、在宅期間が増えて、癒やしを求めてペットを購入するということが多くなったという報道がありました。今後、これまでの生活に戻りつつある中、飼育放棄など、不幸な犬猫が出ないか、心配もしているところでございます。

こうした中、動物愛護管理行政の動きといたしましては、皆さんご存じのとおり、令和元年に改正されました動物愛護管理法が昨年 6 月に完全施行となりまして、マイクロチップの装着登録が義務付けになったほか、昨年 5 月に愛玩動物看護師法の施行によりまして、新たな国家資格として、愛玩動物看護師という名称で、先月に第 1 回の国家試験が実施され、明日の 17 日に合格発表が行われる予定です。獣医療体制の資質向上が期待されているところでございます。

また、道といたしましては、後ほどご説明申し上げますが、本年 4 月から、道央と道東地区における動物愛護管理センターの運用開始を予定しており、現在、準備を進めているところでございます。

この運用に当たりましては、皆様方から多大なご協力をお願いする次第でございます。

本日の会議につきましては、道の第 2 次動物愛護管理推進計画で定めている目標への取組状況や、北海道における動物愛護管理センターについて、また、各市から情報提供をいただくこととしております。

限られた時間ではございますが、皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、オール北海道による動物愛護管理行政の推進につきまして、活発なご議論をお願いしたいと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(田邊主幹) ありがとうございます。

まず初めに、配付資料の確認をいたします。

会議次第に配付資料の一覧を載せておりますので、ご確認ください。

資料の不足等がありましたらお知らせ願います。

札幌市からの追加資料として、皆様方のお手元に一部あると思いますので、それについても漏れがないか確認していただければと思います。

当協議会は、会議の都度、各構成団体の代表者様等にご出席いただくことしております。

今回の出席者につきましては、お配りした資料のとおりです。

なお、北海道教育庁義務教育課の山内構成員からは、急遽、欠席との連絡を受けております。

また、酪農学園大学の郡山構成員につきましては、30分ほど遅れるという連絡を受けております。

議事に入る前に、皆様方をお願いがございます。

本協議会は、事前にお知らせしているとおり、14時半を目処に終了いたしますので、簡潔な発言にご協力をお願いいたします。

また、議事録作成の関係上、発言される方は、マイクのスイッチを入れた状態でお話しいただくようお願いします。特に忘れないようご注意ください。

本日の座長は北海道獣医師会の高橋会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(田邊主幹) それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋座長 高橋でございます。

資料に則って、皆さんと意見交換をしていこうと思っております。

2. 議 事

○高橋座長 それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

まず、議事1、北海道動物愛護管理推進計画バーライズプラン2018についてです。

事務局から説明をしていただけますでしょうか。

○事務局(高橋主査) 自然環境課で動物愛護の主査をしている高橋と申します。よろしくお願いいたします。

私から、資料1から4までをまとめて説明させていただきます。

資料1から4は、ページ数としては1ページから17ページの内容です。

皆さん、お手元の資料をご確認ください。

資料1から説明していきます。

第2次北海道動物愛護管理推進計画、通称、バーライズプランと我々呼んでおりますが、2018年に改定されたものの進捗状況です。

今回のデータは、令和3年度の実績になります。

それぞれの指標の達成状況について説明していきます。

まず、1、犬猫の引取り数です。

引取り数については、バーライズプランにおいて、全道ということで中核市、政令市を含めた値となっております。これについては、平成 28 年を基準値として、犬猫の引取り頭数 5,414 を半減するという目標で進めております。

そして、令和 3 年度の実績が 2,086 頭で、昨年の説明した令和 2 年度実績で 2,586 ですから、グラフのとおり順調に減っている状況です。

前回、令和 2 年度のデータで、犬猫の計が目標値をやや下回りまして、その後の経過が気になったところですが、今年度についても順調に減っている状況で、いずれ基準値自体を見直す必要が出てくるかなと思います。

これについては、達成ということです。

2 は、飼い犬による咬傷事故数です。

適正飼養に関わる部分ではあるのですが、平成 28 年のデータの 134 件を基準値として推移をうかがったところですが、令和 3 年度実績が 155 件ということで、令和 2 年度のデータで 132 件でしたので、これに関しては横ばいでいくと思ったのですが、少し増えている状況です。この要因は、20 件程度の増加なので分析がなかなか難しいと思うのですが、犬猫に関しては伴侶動物として我々の身近な動物になってきていますので、家族として過ごす方もいれば、どこでも連れて行って、そこで事故を起こすということもあります。例えば、犬のリードレスという方が最近が多いと思うのですが、離して事故になるとか、そのような要因も考えられると思います。これについては減らすべく、犬については係留義務があり、離せる場所が限られているので、ご家庭以外ではちゃんとつなぐことを守っていただくということを行政として周知していきたいと考えております。

これについては、まだ目標を満たしておりませんので、今後も引き続き努力していきたいところで

す。

次に、2 ページ目の犬猫の飼い主への返還率です。

これは、平成 28 年に 56.3%であったので、それを基準値として、令和 9 年までに返還される犬猫を 10%増やそうという目標を掲げています。

これについては、前回の説明のときは 62.6%ということで、目標を一瞬達成したのですが、今回の値を見ると、また減っており、低下している状況です。最近、猫の返還率が上がってきていると思っていたところですが、犬に関しては、ちょっと低下している状況です。ただ、皆様ご存じのとおり、今、販売されるものについてはマイクロチップが義務化されておりますので、今後、返還率は向上していくのではないかと踏んでおります。

次に、下の欄、赤い枠で囲った猫の返還率です。

猫の返還率は、基準値が 1.5%とそもそも低いのですが、令和 3 年度実績は 3.5%ということで、令和 2 年度は 4.4%まで上がったのですが、また下がっている状況です。目標としては達成しているのですが、そもそもの基準値が低いので、猫についてはもう少し上げていきたいところで

す。

今後、購入される方についてはマイクロチップで返還される率が高くなってくると思うのですが、猫は皆さんご存じのとおり、ペットショップで買われない方もかなり多いので、そういう部分をどうするかということで、飼い主さんが独自に装着するマイクロチップの装着率を上げていかないと、返還率はなかなか上がってこないと考えております。

続きまして、3 ページ目です。

犬猫の致死処分数ということで、いわゆる殺処分と呼ばれるところですが、これについては、平成 28 年のときに基準値として犬猫を合わせて 1,158 頭という実績がありましたので、これを半減ということで、令和 9 年までに 579 頭という目標を掲げておりました。

これに関しては、皆様ご存じのとおり、グラフのようにかなり減っておりまして、この要因としては、引取り拒否というところも若干あるのですが、全般的に終生飼養される方が多くなってきて、手放されるものが減ってきている傾向があるのではないかと思います。

令和 3 年度の 157 頭の内訳ですが、犬が 34 頭、猫が 123 頭という実績になっております。

ただ、これについては、ゼロに近づけるといって各関係機関、中核市、政令市を合わせて皆様で協力して、ゼロに近づけていこうとしているところです。

この基準値ももう大分乖離している状況ですので、この辺も次回の見直しのときに改めて設定する必要があると思います。

これまでが基準値の説明になります。

今までのバーライズプランの達成状況について、何かご質問等はございますか。特になければ、次の議題に進ませていただきます。

次に、4 ページ目の資料 2-1 ですが、北海道動物愛護推進員の委嘱状況を用意させていただきました。

これは、第 9 期ということで、令和 3 年 11 月から令和 5 年 10 月までの委嘱期間を得ている推進員の情報になりまして、令和 5 年 1 月 1 日現在のデータとなっております。

前回、書面ではありますが報告した際に、全体で 101 名ということで報告しておりますが、今回の第 9 期に関しては、2 割程度減ってしましまして、80 人という状況です。

減っているところとしては、胆振が特に減ってしましまして、胆振に 29 人いたのが 8 名になったとか、十勝が若干減っていたということもあります。ただ、これに関しては、コロナの影響も少しあって、実際に委嘱されていた方が、令和 2 年以降は活動の場がないということで、令和 3 年のときに辞退されることがあったという状況もあります。

ただ、今後は動物愛護管理センターの運用において推進員の役割が大事になってくると思いますので、引き続き人材の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、資料 2-2 ですが、北海道動物愛護推進員の活動状況ということで、円グラフの活動内容を示した表を用意しております。

推進員から年度ごとに報告をいただいているのですが、活動内容として一番多いのは、住民・知人からの相談ということで、野良猫の問題とか、しつけだとか、犬猫の飼い方とか、健康相談に至るまで、いろいろな相談が寄せられるそうです。

それから、保健所を含めてですが、保護された犬猫の新しい飼い主探しの協力ということが次に多い活動内容となっております。

また、推進員自身で引き取って譲渡したり保護されたりという事例もあります。

あとは、行事の参加ですが、動物愛護週間の関連行事などにお手伝いや協力をいただいております。

続いて多いのは、動物の救護としていますが、不妊去勢の活動や、迷子の犬猫を探すなどということも挙げられております。

それから普及啓発です。これは、保健所に収容された犬猫のポスターを貼っていただいたり、チラシを配っていただいたりということがあります。

それから、推進員自身で自己啓発に参加されたという方も一定数おられて、セミナーに参加したとか、動物愛護団体の活動に参加したなどというものもあります。

それから、自治体の行政提案ということで、我々に対して、活動していく中で何か疑問に思った点や改善点などをご相談いただいております。

その他としましては、地域の見回り活動、飼い方の指導、不適切な飼養者を見つけたなどの活動をされているようです。

右側にグラフにしたものがありますけれども、前回の令和2年11月から令和3年10月までと比べて増えているのは、前回調査のときはコロナの真ただ中でありましたので、行事の協力が2.8%ということで、その部分が増えています。

あとは、行政提案も前はほとんどなくて0.1%だったのですが、今回は4%になっていますので、推進員の皆様の意識の高さがうかがえます。

以上が、北海道動物愛護推進員の活動状況になります。

続きまして、資料の6ページから11ページまでは、推進員からいただいた感想です。生の声と言ってもいいのですが、皆さん、いろいろなことを課題として挙げられて、我々に提案としていただいています。その中で、私の個人的なピックアップではありますが、目立つものというか、我々の参考にしたいものを幾つか申し上げます。

例えば、5番目の方は、定期的に情報を共有する機会が、オンラインも含めてあるといいというご意見です。また、7ページの7番の方からは、動物愛護活動をもっと組織立って社会貢献活動としてやっていきたいということや、行政も含めて何か組織化して、皆様に協力できる場が欲しいというご意見をいただきました。

9番の方は、実際に推進員になって、動物を助けるという意図で始めたのだけれども、やはり人間関係の難しさがあるということを挙げられています。

10番の方も、猫の問題ではなく、人間の問題ということを挙げられています。

皆さん、高齢者の不適正飼養などを発見されても、なかなか説得が難しいという壁に直面するようで、このようなご意見を挙げられています。

12番の方については、今回のマイクロチップの情報登録、環境省のデータベースですね。実際に自分もやってみたけれども、すんなり行かなかったもので、そういった経験を踏まえて皆様に周知

していきたいということでした。

環境省のデータベースは、始まったばかりで、いろいろと課題はあるところですが、なるべく飼い主の皆様に登録していただくように、何か問題点があれば、我々のほうからも環境省にシステムの改善なりを伝えていかななくてはいけないなと思っております。

続きまして、8 ページの 13 番の方は、先ほど咬傷事故のところでも述べましたが、ノーリードの事故を問題にされている意見がありました。

家族にとっては、犬も家族同様ということで、いろいろな場所に連れていったりすると思いますが、うちの犬は大丈夫だからといってノーリードにしていたら、犬がパニックになったときにほかの方を噛んでしまったという事例が出てくるかと思えます。

犬に関しては、皆様ご存じの狂犬病予防法で係留義務があって、飼い主はつなぐ場所と離す場所は守らなければいけないので、その辺のルールを飼い主の皆様にも徹底していく必要があって、我々としては引き続き周知していく必要があると感じております。

この方は、最後に欲しい犬種と飼える犬種は違うということも言われています。譲渡の際には、小さいお子さんがいるのに大型犬を初めて飼いますとか、いろいろな方が来られますが、飼い主が実際に飼える環境とか、飼える犬種や数をきちんと指導して譲渡していかないと、後の不適正飼養につながってしまうので、我々も注意していかなくてはならないと感じております。

14 番の方については、推進員になったのだけれども、何をすればいいのか、いまいち分かりませんと言われております。この辺は我々の説明不足もあると思いますが、せっかくなっていたので、活動の場を分かりやすい形で提供していかなければいけないと感じております。

16 番の方は、積極的な活動をされていまして、餌やりのご近所問題の解決のため、役場と一緒に、動物基金、さくらねこ行政枠を申請し、不妊去勢手術を実施しましたという積極的な地域活動を行っている方もいらっしゃいました。

9 ページ目の 23 番の方は、昨年度は野良猫の相談をととても受けましたということですが、確かに、今年度に入って多頭飼育の把握事例が結構増えています。どのような要因なのか分からないのですが、実際に探知する数が増えています。多分、今までコロナで社会活動が抑えられた分が今年度一気に表に出てきたのかなと思います。

それから、地域で野良猫の保護などを活動しているとか、地域にリーフレットを配っていますという 28 番の方とか、29 番の方は、一般の方が推進員と動物取扱業を混同されているということで、「動物愛護推進員です」と言って訪ねると、「動物取扱業の方ですか」と言われるということです。この辺は我々の周知不足もあると思うのですが、しっかり整理していかなくてはならないと感じております。

あとは、以前から言われている推進員同士の協力体制です。

コロナのため、集まる機会がなかなかなかったのですが、今後は、推進員同士の横のつながりも大切にしていかななくてはいけないと感じております。

あとは、行政側への提言として、振興局にいる犬や猫にも、猫であればエイズ検査や感染症の検査、寄生虫の駆除などを行っていただきたいという意見もありました。

最後の 34 番の方については、保護犬猫のネット情報を検索すると、振興局、道の飼い主募集のページが見られ、この方はよくなっていると書かれているのですが、まだまだ見づらいつか、振興局ごとに分散して分かりづらいというご意見をいただいていますので、我々も、今後、動物愛護管理センターを運用していく中で整理していかなくてはいけないと感じております。

11 ページでは、動物愛護のラッピングバスを運行しましたとか、37 番の方は、高齢者の不適正飼養に関する対応が増えてきた、40 番の方からは、保健所イコール殺処分ではなくなってきたといううれしいご意見もいただいています、このような譲渡の場所として、今後、保健所なり動物愛護管理センターを活用していきたいと考えております。

以上が動物愛護推進員からのご意見でした。

続きまして、資料 3、12 ページ、令和 4 年度(2022 年度)動物愛護週間の実施結果についてご説明いたします。

令和 3 年度は、コロナの影響もあって開催中止などがあり、11 件だったのですが、令和 4 年度に関しては、コロナの影響がやや少なくなってきた、開催できる状況になってきたということで、21 件と倍になっております。

各振興局が工夫を凝らしまして、令和 2 年と 3 年はほとんどパネルの展示ばかりでしたけれども、ちょっとした講演会とか講習会的なものも開催できるようになりました。

これについては、皆様で資料をご確認いただいて、今後、何かご協力いただけることがありましたら、各振興局でやる際には、札幌市の行事等も来年度以降に復活しますので、その辺でご協力いただきたいと思います。

続いて、資料 4 になります。

令和 3 年度(2021 年)動物愛護管理関係業務実績でございます。

まず、(1)動物取扱業の状況です。

これは、札幌市さんにもご協力いただいて、毎回、作成しております。

第一種動物取扱業の状況ですけれども、施設数は北海道が 1,324 件、札幌市が 689 件ということです。前回の報告の令和 2 年度は 1,306 件だったものが 1,324 件と微増しており、札幌市も同じように 688 件が 689 件ということで、若干増える傾向で推移しております。

販売業についても、北海道は前回 577 件だったものが 591 件となっておりますし、札幌市も 308 件だったものが 311 件になっています。そのうち、犬猫の販売業が北海道は 482 件から 491 件、札幌市は 253 件から 258 件です。

繁殖業は、北海道は 389 件だったものが 392 件、札幌市は 161 件だったものが 168 件ということで、増えております。

保管業は、北海道は 740 件だったのが 756 件、札幌市は 425 件だったものが 433 件になっています。

貸出し業は、北海道は変更なし 22 件のままでしたが、札幌市が 1 件増えて 11 件です。

訓練業は、北海道は 76 件だったものが 69 件と若干減りました。札幌市は 54 件だったものが 57 件です。

展示業が若干減って、北海道は 204 件が 193 件、札幌市は 50 件が 47 件です。

競りあっせんは、北海道はゼロのままで、札幌市は 2 件が 3 件です。

譲受飼養は、北海道は 4 件が 5 件、札幌市は 4 件で変わらずです。

業種の計としては、北海道は 1,623 件が 1,636 件、札幌市は 853 件が 866 件。微増という形で推移しております。

動取業の令和 2 年度改正で規制が厳しくなったので、若干減るのではないかと危惧されたところですが、コロナの影響でペットを求める方が若干増えている状況です。

第二種に関しても若干増えている状況にあります。内訳は省きますが、北海道は 43 件が 50 件に増えておりまして、札幌は 27 件が 32 件ということで、譲渡などに対応される第二種の方も若干増えている状況です。

続きまして、特定動物飼養状況です。

いわゆる危険動物と言われるものですが、北海道は 663 頭が 596 頭とかなり減っています。恐らく、愛玩目的の飼養が規制されたという影響も若干あるのではないかと考えております。札幌市も同様に 233 頭いたものが 222 頭ということで、特定動物の飼養が減っている状況です。

令和 2 年の改正時に飼われていた方は継続して飼えるのですが、新規で危険動物を個人では飼えなくなったので、その一生が終わったら続けて飼うことはできませんから、展示施設以外はだんだん減っていく状況になると思います。

続きまして、17 ページですが、新しい飼い主探しネットワーク事業登録者数・譲渡頭数です。

これは北海道のみのデータになりますが、右側が令和 2 年度で左側が令和 3 年度なので比較できると思いますが、全体的に登録者数が減っています。犬に関しても 100 頭以上の規模で減っています。犬に関しては 360 人の登録者数だったのが 229 人に減って、猫に関しては 473 人が 305 人に減っています。譲渡数についても、犬に関して令和 2 年度は 199 頭だったものが令和 3 年度は 144 頭、猫に関して 824 頭だったものが 501 頭ということでかなり減っています。

ただ、これは引取り頭数の減少とリンクしています。実際に新しい飼い主ネットワーク事業に登録される方は、北海道の場合ですが、引き取られて飼い主の募集が始まって、そのときに登録する方が多いので、引取り頭数と比例する状況です。

続きまして、飼い主探しノートの利用実績です。

これは、保健所の引取りには当たらないのだが、引き続き飼い主のもとで、ただ、将来的には飼えなくなる見込みが高いので、飼い主を募集してくださいとのことでご協力している部分ですが、こちらが増えているのです。引取り頭数は減っているのですが、飼い主探しノートの掲載数は増えていまして、令和 2 年度は、犬に関しては 31 頭であったものが 41 頭、猫に関しては 250 頭であったものが 448 頭ということで、かなり増えております。

これは、一部、多頭飼育も入ってくると思います。譲渡数も増えているのですけれども、掲載数に追いついていない状況です。センターなどで受入れ可能になると、保健所の引取り頭数は減っていても、潜在的に手放したいという方が一定数いるということですから、我々としてはここが非常に気になるところです。

続きまして、5、負傷動物の保護収容数です。

これは、令和 2 年度もかなり少ない値ではあったのですが、引き続き減っておりまして、札幌市は、令和 2 年度がゼロで、令和 3 年度も 1 ということで、かなり少ない状況が続いています。猫は若干増えていますが、保護収容数は大体このぐらいで推移している状況です。

傷病鳥獣に関しても、年々、保護収容数が減ってきている状況で、獣類に関しても、令和 3 年度で 34 頭、鳥類は 195 羽となっております。

以上がバーライズプランと動物愛護行政の業務実績の状況です。

○高橋座長 説明が早く進んだので、皆さん聞きづらいところもあったかもしれませんが、何か気になったところや質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○武田構成員 オールペット組合の武田です。

これは第二種になるか、第一種になるか分からないのですが、動物取扱業で、今までにないような業態が出てきています。事例としては、犬のマッサージをするというものです。それは何になるのか、保管になるのか。直接ではないですが、本人に聞きましたら、預からないで、自分のところでは飼い主さんと連れてきた犬にやり方を教えるだけという感じのことを言うのですが、そういう新しいものが出てきています。このようなケースは何に該当するのでしょうか。

○事務局(高橋主査) 恐らくは、預かりがないということなので、飼い主さんが一緒におられるのであれば、保管業には該当しないですね。札幌市さんも同様ですね。

○千葉構成員 第二種でいいかと思います。いや、第二種でもないでしょうか。

○事務局(高橋主査) 飼い主がいるのですよね。頭数もないので、第二種にも該当しないですね。

○武田構成員 例えば、飼い主さんが連れてきて、その犬を預かって、その人がやって教えるとか、ちょっとあやふやなものが出てきたので、それをどうしたらいいかなと思っていたのです。

○千葉構成員 飼い主の目から離れるのであれば、トリミングと同じで、第一種で保管を取らなければ駄目かと思います。

○武田構成員 こうやって、こうやってやるのだよ、みたいなものだと、どうなるのでしょうか。

○千葉構成員 飼い主の目が離れるかどうか線引きになるかと思います。

○武田構成員 そこが線引きなのですね。飼い主さんがいて、その犬を預かって、飼い主が見ている前でやる分には。

○千葉構成員 もう一回お願いできますか。飼い主はその場からいなくなってしまうのですか。

○武田構成員 飼い主はいます。飼い主が見ている前で、このようにしてやるのですというふうにその人がやる行為はどうなるのでしょうか。

○千葉構成員 あまりないと思いますが、そこでお金が発生するのかどうか分かりませんが、飼い主の目から離れないのであれば、取扱いの第一種は要らないような気がします。

○武田構成員 そんなものも出てきているようです。

○事務局(高橋主査) 皆がやっていないことをやろうという方がいて、いろいろなご相談に來ます。我々も苦慮する部分があるのですが、畜産振興課さん、治療行為を教えるとなったら獣医療の関係で何か発生することはありますか。

○横田構成員 具体的なものが分からないので、コメントは控えさせていただきます。

○事務局(高橋主査) もし治療行為になるようなことがあれば、それこそ獣医療の範囲になるので、個別に検討しなくてはならない事例も出てくるかもしれません。動物の体に何かをするということであればですね。

○高橋座長 それに関して、ちょっと聞いていいですか。

例えば、飼い主さんがいて、犬もいて、その犬のためにあんまみみたいなことやマッサージみたいなことをやっていて、それを友達に教えて、お金を払うからと。これは札幌の事例ではないのですが、ついこの間、本州のほうで、大学の友達同士で、ネットでやっていたとき、やったのは獣医ではなくて、自分はそういうことをやっているよという人が、ただ、その犬が捻挫してしまったのです。強くやり過ぎたから、それで終わればよかったものを、一応、病院で受けたものだから、その病院の先生のところが困ってしまって、地区の獣医師会のほうに話が来て、結局、首が曲がったのは取れなかったのです。検査をしたら、少しずれていたのです。ただそのずれが、そのためにずれたものか、華奢な犬だから、そうではないことでずれたものかということでもめたことがあったのです。

そして、きちんとした専門家の病院に行って、大学を紹介したのですが、大学のほうでも、このぐらいであれば、それがどうかというのは判定がつかないということで、外科的療法は無理だから、内科的に半月くらいやってみたら治ったそうです。

そのように、私はプロだということでやっている人たちが、今、本州のほうで結構出てきているようです。そのうち、北海道でもそういうものが出てきたときに、それが治療になるのかならないのかということよりも、よく知らない人で、それが得意だという人に自分の犬を任せることのほうが間違いだと思うのです。だから、もしそのようなことがあったときは、できるだけ早く何らかの形で押さえるとか、行政から注意してあげるということをしていかないと、それにお金が絡んでくると事件にもなりかねないですから、頭に置いておいてもらったほうがいいと思います。

○千葉構成員 それは、どういう目的でそこに連れて行ったのでしょうか。

随分長いこと旅行に連れて行って、疲れているだろうからマッサージしてくださいというのと。

○高橋座長 そうではなくて。

○千葉構成員 跛行しているのでしたら、それはもう獣医療ではないですか。

薬を使わないとか何とかということはあるかもしれませんが、跛行しているのをちゃんと歩けるようにするために元に戻そうとする行為は、獣医療に当たらないですか。

○高橋座長 それは話だけで、見せてくれと言っても、最近はいいのだということで見せてもらえなかったようなのです。埼玉の事例なのですが、その人は周り近所ではすごく上手だよとなっていたのです。獣医師会からは、動物病院に1回行ってからきちんと行けということで指導したと言っていました。そういう変なものがたまに出てきています。

○事務局(高橋主査) 情報をありがとうございます。

いろいろな業態が出てくると思うのですけれども、個別にご相談のある事例が多いかと思うので、何か疑問を感じたら、管轄の行政にご相談いただければ、我々のほうでも業に該当するのかわからないかを判断していきたいと思います。この場では、協議会の内容で進めさせていただきたいと

思います。

○佐々木構成員 北海道ペット事業協同組合の佐々木と申します。

犬猫の引取り数と2番のけがについてです。

我々は商いの組合事業をしているのですが、ここ最近は、法律上も、犬猫を販売するに当たって細かく飼い方説明をすることが多くなってきていますが、困っていることがあります。特に犬ですが、訓練をして、しつけとか散歩とか基本的なことをして、我々はロングリード、ノーリードはやめてくださいと言うのですが、やはり時間の経過とともに忘れてしまうのですね。そして、またお客様が来られたときに、再度注意というか、お話をするのですが、その後も、ちゃんと散歩をしてくれないで、家から逃げ出してしまうとか、そういうお客様の声があります。

今、訓練という業種が少ない傾向にありますので、これからは訓練業の施設等を増やして欲しいという意見でした。

○事務局(高橋主査) ありがとうございます。

訓練業は、そこに至るまでの経験が大変ということで、新規の業者が少ない状況です。ただ、ニーズがあるのは我々も承知してまして、実際に何か問題行動があれば、訓練をさせたいのだよねというご相談は結構あるのですが、地域にできるところがないという状況です。行政で用意するのもなかなか難しい分野ですので、業界に働きかけなどをして訓練業を増やすような方策が何かあれば、我々にもご助言いただきたいと思います。

○佐々木構成員 分かりました。

○郡山構成員 酪農大の郡山です。

私は、動物行動学を教えていまして、その辺りは専門なのですが、獣医、開業医が紹介できる体制、それから、問題行動が起こった後は、てこずる場合が多いので、もっと小さなときの社会化教育をぜひやってほしいのです。僕はそう訴えかけているのですが、なかなかやってくれないです。ただ、愛玩動物看護師が国家資格化されて、その業務の中に入ってきていますので、開業医の先生たちにそこを意識していただくと、もっと広がってくると思います。

○事務局(高橋主査) ご助言をありがとうございます。

○千葉構成員 札幌市です。

2 ページ目の犬猫の飼い主への返還率で、犬猫両方ともR3にかけてすとんと落ちているのは、何か分析をされてますでしょうか。

○事務局(高橋主査) 私も分析していないのですが、なぜか落ちているのですよね。

○千葉構成員 環境要因なのか分からないのですが、何かありそうに見えなくもないです。

○事務局(高橋主査) 札幌市さんのほうで何か思い当たる所はありますか。

○千葉構成員 返還率が下がるというのは、ちょっと分からないですね。

○事務局(高橋主査) 放棄も一部あると思います。放棄が増えれば、当然、返還が下がります。

○千葉構成員 これは返還で、逃げて飼い主のところに戻った数ですから、放棄は含まないですね。逃げていた犬が帰る確率が下がった、猫も下がったというのは、何か因果関係ありそうだったので、お聞きしました。ありがとうございました。

○高橋座長 それでは次に、議事 3 の北海道における動物愛護管理について、まず事務局から説明いただきたいと思います。

○事務局(田邊主幹) 議事 3 の北海道における動物愛護管理センターの運用について説明させていただきます。

お手元の資料 5 をご覧ください。

北海道における動物愛護管理センターの運用について説明します。

まず、今年度における取組についてです。

背景ですが、昨年度、道では、北海道における動物愛護管理業務のあり方を策定し、その内容につきましては、書面開催となりましたが、昨年度の当協議会にて報告させていただきました。あり方におきまして、保健所で長期収容となった犬猫への対応や、災害や新型コロナウイルスなど新興感染症発生時における対応など、本道の広域特性を踏まえ、関係団体との連携の下、センター機能の確保や運用について取りまとめたところでございます。

今年度は、そのあり方を受けまして、広大な本道の地理的特性に応じて効果的に機能するセンターの運用に向け、動物愛護管理センター運用体制検討会議を設置し、検討を行ってきました。

次に、1、会議の概要をご覧ください。

構成員としましては、北海道獣医師会の高橋会長をはじめとして、酪農学園大学、動物愛護団体であるしっぽの会、札幌市、旭川市、函館市、また、その庁内関係課など、昨年度のあり方検討会の構成員の方に引き続きご参加いただき、計 3 回開催したところでございます。

また、3、検討に向けた取組としまして、地域特性に応じたセンターの運用体制を検討するため、道央・道東地区におきまして、保健所で長期収容となった犬猫の搬送や飼養、新しい飼い主探しによる犬猫の譲渡などについて、プロポーザル形式による民間事業者への委託による実証事業を実施しました。

道央地区につきましては、酪農学園大学、道東地区につきましては、動物愛護団体でありますティアハイム十勝が受託し、事業を行いました。

また、この検討会の下に道央と道東地区にそれぞれワーキンググループを設置し、実証事業の状況を踏まえつつ、センターとの連携可能な事項を取りまとめたところでございます。

連携の例としましては、3の(3)にあるとおり、獣医師会につきましては、獣医療の提供や動物愛護に関する普及啓発、新興感染症発生時における対応など、愛護団体につきましては、授乳が必要な子猫等の飼養、譲渡が進まない犬猫の引取り、譲渡会の開催や普及啓発事業など、獣医系大学におきましては、動物福祉に沿った飼養管理や治療等への取組との連携や、将来の公務員獣医師等の人材育成などについて確認したところでございます。

最後に、4、動物愛護管理センターの運用についてです。

4の(2)運用の方向性として、本道の広域性を踏まえ、全道の保健所・支所での犬猫の引取り業務は維持しつつ、動物福祉の観点や、譲渡がより効果的に行えるよう、少なくとも道央、道東、道北、道南の 4 か所にセンターを配置し、上記の業務を集約すべきとして、特に、道央地区につきましては、人口やペットが多い状況から、関係団体等と様々な連携が可能であり、基幹センタ

一として、全道的な視点から各関係団体等と円滑に連携できる調整等の事務を執り行えるよう、職員の配置や災害発生時における被災動物の受入れにも対応できる動物保護収容機能の確保及び拠点化などについて検討し、道東・道北・道南地区はサテライトセンターとして運用すべきとされたところでございます。

道としましては、この検討会議からの報告を踏まえ、来年度からの動物愛護管理センターの運用体制について、全道の保健所での引取り業務は維持しながら、道央と道東において一定期間収容された犬猫の飼養や譲渡を行うとともに、実証事業を通じて構築した関係団体と連携・協働しながら運用することとしております。

また、今後、大規模な自然災害や新興感染症発生時においてペットが行き場を失わないよう、全道域にわたる受入れなどの調整を行う基幹機能について、引き続き検討していく考えであります。

さらに、道北と道南地区におきましては、来年度に実施する実証事業を踏まえ、可能な限り早期の運用開始に向けた取組を進めてまいります。

また、関係団体等とのさらなる連携強化に向けまして、獣医療の分野では、動物福祉に沿った飼養管理や健康診断、不妊去勢手術の実施、動物愛護の分野では、愛護団体の登録制度の創設や動物愛護推進員などのボランティアの方々の一層の活用などの取組を進めてまいります。

市町村との連携につきましては、広大な本道におきまして、センター機能を効果的に確保するためにも、地域の方々と最も身近な立場にある市町村との連携も大変重要なものと考えているところでございます。

道では、平成 30 年に第 2 次動物愛護推進管理計画、いわゆるパーライズプランを策定し、国や市町村等との役割分担を定めまして、適正飼養に関する普及啓発や住民への対応についてこれまで連携してきたところでございますが、センターの運用に当たって、近年問題となっている多頭飼育や災害発生時における対応の在り方を含め、引き続き緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、道としまして、センターの開設により、昨今の動物を取り巻く様々な課題に対応した政策を推進するとともに、動物の命を尊重し、人と動物が共生する社会の実現に向け、今後もセンターに必要な体制の確保を図り、着実な運用に努めてまいりますので、引き続き、日々、第一線で取り組んでおられる皆様方のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○高橋座長 このことは、我々獣医業をやっている人と行政の人たちが皆で横の連絡を取りながらやっていかなければいけないと思いますし、こればかりは、行政だけが云々とか、獣医師会だけが云々というわけにはいかないのではないかと私は思っているのです。

もう一点は、もちろん動物病院に行く人たちもいるでしょうが、問題なのは、もう少し自分たちの家族だとしている動物たちに、飼い主たちが近くに来て、接触しながら、仕事ではなくて、一緒に遊んであげるなど、それをきちんとやれるかやれないかだと思いますし、動物医療が人の医療と違うというのはそこにあるのではないかという気がしています。

ですから、このように皆さんで並んで会議をすることも大事かもしれませんが、やはり、家族が動物と一緒にあって、行政がやっているその中に入って行って、少しずつでも市民の人たちが、動物たちのくせを、もしくは性格を分かろうとするような、そういう指導ができれば、割と楽に、楽しく動物を飼う人が増えてくるのではないかと考えております。

その辺のところを文章で表すのは難しいかもしれませんが、例えば、獣医師会でやっているもので、猫はちょっと難しいですが、犬を連れてきて、市民の人たちと一緒に触れ合いをしていくということが大事であって、これをやめてしまうと、なかなか難しくなっていくのではないかと思います。

その辺のところを我々が頭の中にきちんと置いていかないですし、最近、飼育者と動物を飼育したことのない市民との間の軋轢を見かけることがあるので、その辺も一緒に考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。また、それについて何かいい方策があるかどうか、その辺を議論していただければと思います。

○事務局(田邊主幹) 今の会長からのお話につきましては、検討会の中でも、人と動物の触れ合う場が必要であって、そういうことを通じて、人の情操教育とか、さらに人と動物のいい関係を保つことができ、それによって、いろいろな問題の解決にもつながっていくのではないかとということが話し合われました。今後、道が目指していくセンターにつきましては、関係団体の皆様の活動も含めまして、ちゃんと調整できる場としてやっていく必要があるのではないかと考えております。

高橋会長がおっしゃったとおり、皆様方との連携・協働という中で、道がどのような形でセンターの役割ができるか、皆様方がきちんと活動できるような、先ほど申し上げたとおり、道が主体となって調整できるような体制を整えていくべきなのではないかということで、現在、鋭意取組を進めているところでございます。

○郡山構成員 一つお伺いしますが、これは予算的にはどれくらいついているものなのですか。

すごく大きなテーマで、真面目にやると、相当なお金がかかりそうな気がします。

○事務局(田邊主幹) 来年度につきましては、道央と道東地区におきまして、動物の飼養に関する委託という機能を確保しながらセンターの運用に努めていきたいと考えておりまして、昨日、道央地区と道東地区の受託に関する入札をさせていただいたところでございます。

具体的な経費については、それぞれ年間1,000万円以上となっております。

○郡山構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 うまくいきそうですか。

○事務局(田邊主幹) 昨日、入札が終わりました。まだ契約は済んでいないのですが、落札業者としましては、道央につきましては、実証事業を引き受けていただいた酪農学園大学に引き続き来年度の飼養管理に関する委託を受けていただいております。

道東につきましても、実証事業で引き受けていただきましたティアハイム十勝が引き続き来年度の飼養管理について引き受けていただいたということで、それぞれその実証事業で培ったノウハウや行政との関係、関係団体との連携を生かしながら、事業を推進していきたいと考えております。

○郡山構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 獣医師会も、数年前から、なるべく一般の市民の人たちが来て、そこで触れ合いを

しながら、やっていきたいとしていたのですが、それがなかなか続かないのです。いろいろな問題があって、その辺のところを、今、獣医師会の若い先生たちが頑張って、動物を飼っていない人もそこにいて、動物とはこのように付き合っていくのだよということを体で覚えるよう教えてあげないと、まずいだろうということでやっております。

特に、一番手っ取り早いのは、たくさん人が集まる場所で動物の訓練をして、事故を起こさないような子を連れて行って、触れ合いをどんどんさせていかないと、いつまでたっても駄目だなということも出ていますので、ちょっと頭の中に置いておいてください。

ほかに何かあれば出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○千葉構成員 札幌市です。

検討会議のメンバーでもあるので、なかなか話しづらいところもあるのですが、その時にもお話ししたかもしれないですけども、この図で言うところの 5 者ですね。獣医師会が一番上に載っておりますが、この中の愛護団体とボランティアは本当に民間の方々だと思います。

そこで、要望と言ったら何ですが、この五つの役目を持った団体がいらっしやる中で、これが一つでも欠けたら回らなくなってしまうと思います。例えば、特にボランティアは自分たちでボランティアやりますと手を挙げている方々で、愛護団体も同じかもしれませんが、彼らに何かいろいろお願いするに当たっては、情に訴えると言うのは何ですが、これがうまく回らないと、死んでしまう犬や猫が出るので、私たちが何とかしなくてはということで動いてくれているところもあると思います。

ですから、ビジネスライクと言っては何ですし、愛護団体に対してお金さえ払えば動いてくれるわけではないのですが、経済的などころも含めて援助をしていただければと思うのです。お金だけの話ではないかもしれませんが、アフターケアというか、フォローというか、そういうことをしないと、場合によっては、うちの団体はもう人も少ないし辞めたということで回らなくなってしまうと思うのです。獣医師会が回らなくなることはないと思うのですけれども、愛護団体やボランティアは、非常に不安定と言うと語弊があるかもしれませんが、気配りをしていただけると、役割が上手く回ると思いました。

○事務局(田邊主幹) ありがとうございます。

実は、愛護団体の登録制度を想定するに当たって、札幌市の取組を参考にさせていただきながら、私どもでつくった建てつけについて、愛護団体とも意見交換をしたところでした。

やはり、道としましてもそうですが、連携協働という中で、協働というのは、お互い対等な立場でやるということが前提でございまして、そこは道がお願いをするとか、上から目線ということではなくて、あくまでも対等なところで、お互いのできるどころの範囲をきちんと持ち寄って、できるところを一緒にやっていきましょうというのが連携協働の大切なところというのは愛護団体からも意見ございまして、私も全くそのとおりなのではないかと思っております。

その中で、登録制度をつくっていきながら、お互いの得意な部分を生かしながら、今後、不幸な犬猫を救うための活動をやっていかなければならないということと、今、千葉構成員がおっしゃったとおり、この辺りにどういう形の援助ができるのかということも、今後、うちとしても研究していかなければならないところかと思っております。道としましても、今、立ち上がった時期なので、財政上の問

題が出てくると思うのですが、そのほかの自治体も、そのようなボランティアとか愛護団体に対する、何らかの物資とか何らかの援助をやっていることもありますので、我々としても何かできないかというところは、今後の課題といえますか、勉強していかなければならないところかと思えます。

○事務局(本間課長) 補足させてください。

皆さん、この表をご覧いただければと思うのですが、今回の検討会議の中で、それぞれ各団体から本当に好意的にいろいろご発言いただいて、結構なボリュームというか、このような中身で協力できるという形で、皆さん前向きにご検討させていただきました。

ただ、実際に、言われたとおり、これを具体的に回すとなると、現実的にはうまくいかないだろうと思います。細かいところを、センターを運用しながら徐々に組み立てていこうということで、検討会議の中でも、ワーキンググループの中でもそのような話をさせていただきました。これを一遍に全て回すのはなかなか難しいものですから、一つ一つできることを、先ほど田邊が言いましたが、まずは、愛護団体は登録制となり、また、民間ボランティアの登録制度もどんどん広げていこうということで、今、検討しております。

実際のところ、愛護団体もお話を聞くと、寄附を受けて運営していますと。寄附が大きいところもあるし、少ないところもあるかと思えます。実際のところ、1頭に幾らかかりますというシビアな声も聞こえています。それは、単純に無償で譲渡といえますか、終生飼養をお願いするのではなくて、費用の面も今後検討していかなければならないと考えております。

○高橋座長 実は、今、いろいろな感染症が起きて、マスクをしないと動けないという時代ですが、我々も5、6年前くらいから、獣医師会のほうで、これをいろんなところに呼び込んでも駄目だ。それなら、私たちだけで1回やってみるかということで、その代わり、ただのものばかり使っていました。

例えば、札幌の地下歩行空間を、ここからここまで借りる。そのときは、道庁のこちら側のところは少し借りる、必ず事故が起きないように何人かの人たちで見てもらって、そこで子どもたちにいろんな体験をさせる。それから、お金がないからどうするかと言うと、メーカーが持っているサンプルをできるだけたくさん獣医師会の名前でそれぞれが集めてくる。5年くらいやって、知事までそこに来てやってくれた時代もあったのです。

ただ、今、この感染症のことで、ほとんど人も出てこないし、地下街でやることによって、人が集まるから嫌だとクレームをつけられたのですが、昨年やりました、小さめにしてね。そうしたら、やはり来てくれたのです。やはり、来て体験をして動物に触って帰ることが子どもたちにとっては動きになるのです。昨年、子どもたちが今年もないのと言っていたのですが、今年は道庁が工事をしていて、危ないからと駄目だったのですが、今年はまだ1回チャレンジしようと思って、獣医師会で考えています。そうしていくと、多分、それに全員が乗っからなくても、時間があつたらこのところは手伝うよとか、そういう形でやると、それこそ手作りで、お金をかけないで、そして子どもたちがそこに来て遊んだことによって、頭の中にちゃんとそれが残っていれば、必ず札幌の一つの大事な遊びというか、ここに来ると動物を見られるという形になれるのではないかと思うのです。

その前に、酪農学園が、郡山先生は覚えているかどうか分かりませんが、全部いろいろな動物も

連れてきて、トリミングも見せて、手術道具を持ってきて、子どもたちにそこでそういうのも見せて、もしくは触らせてあげるといふことを何年間かやったのですが、昨年から危ないということもあり縮小して、あとはこういう状況でしたので、そこに酪農学園もお手伝いに入ってきてくれるようであれば、どんな形ででも子どもたちや親が楽しめるのです。そうすると、子どもの頭の中にこうやって遊んだよ、メスを触ったよ、犬に触ってみたよという体験が、子どもたちにとって、動物もちゃんとしてあげなければ駄目だねというような。それを獣医師会の人たちで、それでも 30 人から 40 人集まりました。それを皆さんもお手伝いしてくれるなら、今年、そのことを獣医師会にも言えますし、やってみるのが一番いいのではないかと思います。親が楽しむのではなくて、子どもたちが目を輝かせて、それを見て歩いたり、動物に触ったりしている、それをやらなければ駄目ではないかと思うのです。もしよければ、ここで何人かでそのようなものをつくってやればよいと思います。

一昨年酪農学園の場所を借りてやっていたのですが、いろいろ事情があって、昨年よりこじんまりとですが、やったのです。酪農学園のほうから、火をつけていただければ、僕らもたくさんいますから、何とかなるのではないかと思います。お金を使うのではなくて、知恵を使ってみんなでやろうということで、もう 10 年ぐらい前からやっていたのですけれども、そのときによって、駄目なときもあったのです。それで、子どもたちが、夏休みの時期には大通公園に行けば何かやっているよとか、酪農学園に行けば何かやっているよというものができてくれば、一つの解決になるのではないかと思います。

それでは、札幌市の千葉さんからお願いします。

○千葉構成員 先生のお話に乗っかるわけではないですが、愛護センターの話も後でさせていただければと思います。もしよろしければ、今、建設中の動物愛護センターご利用いただければと思います。

それでは、私から資料 6 に沿って、お話をさせていただければと思うのですが、ここ何回かこの会が飛んでしまっているということもありますので、最近の主な取組だけをざっと申し上げます。

皆さんご存じかと思うのですが、犬と猫の防災手帳というものを、平成 30 年なので、随分前ですが、作りました。最近でこそ、いろいろな地震とか災害が起きることが多いかと思いますが、犬猫とはぐれてしまわないようにとか、もしはぐれてしまったりしたときにどうしたらいいかとか、避難所に逃げるときには、札幌市の場合は、基本的に同行避難ということで、避難所に一緒に逃げましょうということになっているものですから、犬猫その他の動物も含めてですけれども、連れて行くに当たって、事前にこういうことをしておかなければ駄目ですよ。例えば、自分が慣れてないような空間に連れて行かれたとしても、あんまり吠えたりしないように訓練しておきましょうということも含めて、そんなことが書かれている手帳を作って皆さんにお配りしているところですが、ほかの市町村からも、参考にさせていただきますということで、非常に好評を得て、私どもとしても非常にうれしいところです。

それから、令和 3 年 4 月に、先ほど道庁のほうからも飼い主探しノートということでお話ありました。札幌の特徴なのかもしれませんが、最近、爬虫類という動物を飼う方も非常に増えてきたの

ですが、飼ってみたものの、どうもこの動物は違うと。どういう意味で違うのかよく分からないのですが、思っていたのと違うということがあったりするようです。そういうこともあって、犬猫に限らず、対象動物を鳥類、爬虫類まで広げて、今やっているところです。そんなに数は多くありませんが、例えば、グリーンイグアナは、普通は素人が手を出すような生き物ではないはずなのです。よほどの紫外線を当てないと鳴かないし臭くないしということで、簡単に手を出してしまう人がいるみたいなのですが、飼ってみたら変な症状が出てきた。手放しますという方もいたりするのです。例えば、スーパーの貼出コーナーみたいに、グリーンイグアナを要る方はいませんかと貼っても、欲しい方はなかなか見つからないということもあるので、そのような類いの電話を私どもはよく受けるので、そうだとすれば、犬猫だけではなくて、とりあえず、動物愛護管理法で言うところの動物になろうかと思うのですが、犬、哺乳類だけではなくて、鳥類と爬虫類とところまで広げて、今、動かしている状況です。

それから、大きな二つ目になりますけれども、犬猫の収容状況です。これも先ほどの道庁のほうと数字が似ておりまして、非常に少なくなっております。

ただ、ここには載せなかったのですが、これも道庁と似ていて、咬傷事故がすごく増えています。私どもとしても、咬傷事故に関して言うと、咬傷事故が起きてから、飼い主対して、ひとしきりお説教することになるのですが、事故が起きてしまった事例もケース・バイ・ケースだったりするところではあるのですが、なかなか減らなくて困っております。

散歩をするときは、ちゃんとリードを短めに持ちましょうという話は何かにつけてしているところではあるのですが、偶発的に起きる事故も多いですし、役所のほうで皆さんに周知しようと思っても、突発的に起きてしまう事故であったりするものですから、犬に関して言うと、犬を飼っている人たち皆さんに伝えるのが非常に難しく、咬傷事故が全然減らなくて困っております。そのような状況でございました。

別刷りでお配りさせていただいたのですが、私どものほうで今やっております仮称、動物愛護センターについては、大分進んできておりますので、ざっくりとお話をさせていただければと思っております。

場所は今の動物管理センターで、西区八軒にあるのですが、そこから川を挟んで反対側なので、住所が西区から中央区に変わりますが、今あるところからすぐそばになります。面積はこのとおりで、かなり大きなものになります。

機能に書かせていただいたのですが、本所は西区八軒と支所が北区篠路町福移の2か所に分かれています。支所のほうでは基本的に犬猫を飼う場所、それから、ペット火葬をお受けして、そこで火葬する場所となっているのですが、支所機能のうちの犬猫の収容スペースを全て本所のほうに移しまして、北区篠路町福移にあります福井支所のほうでは、ペットの火葬だけを行うという役割分担に変更する予定をしております。

新センターにおきましても、真下にイラストを載せさせていただきましたが、木造で温かみのある感じの建物に指定する予定をしております。

収容動物の数もかなり大きくしまして、屋内運動場とか、入ってきてまず玄関のすぐ脇に、猫が、

キャットタワーではないですけども、動き回って楽しそうにしているところを見ていただく形になるかと思います。

やはり、動物管理センターといいますと、殺処分する場所というイメージがいまだに強いようで、この前もインターネットアンケートをしたのですが、我々はほとんど殺処分をしていないのですが、我々に何かリクエストありますかというところ、殺処分しないでほしいと書いてあるのです。最近ではしていないのですが、そういうイメージを持たれているかと思うので、そのようなイメージを払拭するという意味でも木造にしてみました。

あとは、(3)です。多目的ホール、私どものところには会議室の小さなところがあるのですが、お子様たち、皆さんが集まってレクチャーなどをする場所がなかったのも、この愛護センターのほうには多目的ホールを設けて、未定ではありますが、例えば、法律的な部分は我々は強いですが、ペットの病気については、当然、獣医師会さんのほうが詳しく知っていますし、犬を抱っこするときはどうしたらいいのかという話になると、ボランティアや愛護団体が強みを持っていらっしゃると思うので、そのような方々と連携しながら、総合的なレクチャーができればいいなということで多目的ホールを設けました。

(4)ZEB readyと書きました。愛護センターとはあまり関係ない話ではあるのですが、省エネ対策で、本当なら必要なエネルギー100%のうち、いろいろなこと、断熱材を使うなどということで、50%以下まで下げることができる設計になっておりまして、ZEB readyについて承認を得たということになりますので、札幌市役所で言いますと、環境局ともいろいろ連携して建物をつくったので、そのようなお客様方、環境に興味のある方も来ていただいて、ついでにと言っただけですが、実はここは犬猫の施設なのですか、いろいろな切り口でうちの仕事をお見せできればいいなと思っております。

先ほど、プレイルームとかホールというお話をしましたけれども、新たに設けられるような施設設備は下のような表になってございます。

スケジュールですけども、今、ちょうど建設中で、次の冬か秋ぐらいには完成する予定です。

ただ、ご存じの方はいるかもしれませんが、今、動物管理センターのある辺りには埋蔵文化財がいっぱい埋まっているそうなのです。ですから、ちょっと掘っただけで、土器が出てきたり、人の骨まではさすがに出てこないのですが、ですから何とも言えないのですが、それさえ出なければ、このようなスケジュールでできそうかなというところなんです。川がすぐそばにあるので、貝はいっぱい出てくるようです。

以上です。

○高橋座長 せっかくですから、これに乗っていい話を聞かせてほしいと思っているのですが、ご発言はありませんか。

○郡山構成員 あまり言いたくない話ですが、今、北海道も札幌市もすごくいい施設をつくっているのですが、一番問題だと思っているのは、多頭飼育崩壊とか、出るほうのコントロールができていないのです。その対策はどうなのでしょう。

○千葉構成員 札幌が格好をつけているみたいですが、環境省からのお話も、社会的弱者という

方々、いわゆるそのような分類というか、区分けができる方々と多頭飼育崩壊というのはどうもリンクしているらしいという話があったものですから、つい最近ですが、高齢福祉ということで、例えば、独居老人とか、精神的に何かしらの疾患を持っているような方々で、社会と割と孤立してしまって住んでいらっしゃるような方々が、往々にして、病院に入るとか施設に入るようになったが、犬がいるらしいということで家に入ってみたら、物すごい数の猫がいてと、生きていた猫と死体がいるというケースがすごくあるのです。

ですから、つい最近も、札幌市役所の福祉関係の部署と連携を取って、我々がそのようなところに立ち入る権限を持っていないものですから、ケースワーカーたちがそのようなところに入ることが多々あるかと思っておりますので、ちょっとで危ないぞというものがありましたら、どんどん連絡をくださいと、連携して何かしらの対応を取るようにしましょうというお話ししたりということは、札幌の場合ではやり始めたところですよ。

ですから、先生がおっしゃるとおり、見えないところで、ドアを開けてみたら、わっということが多かったりするものですから、それを事前に防ぐという意味での取組が何かしら必要なのかなと我々も考えているところですよ。

○郡山構成員 100 頭規模で見つかることが続くということにちょっとびっくりしています。誰かは気づいていると思うのですが、報告を受けているのか、受けていないのか、受けたときに動けないのであれば、そこは法律も大事かもしれませんが、本当に考えないと、100 頭だと、この犬の規模だと 15 頭ですから、入れてしまうともう終わりであふれてしまうので、そこは非常に大事かと思いました。

○大西構成員 それでは、資料 7 で旭川市について報告させていただきます。

時間も押していますので、数字のとおり報告させていただこうと思うのですが、ざっと重要なところで、犬の取扱状況で、長い目で見ると、全体的には収容数自体が下がってきているところですが、年によって変動があり、まだはっきり傾向は見えてないところですよ。愛護センターは平成 24 年の途中に設立しているのですが、それ以降、犬の殺処分はゼロが続いている状況ですよ。

猫についてもセンター設立当初は殺処分が多かったのですが、平成 26 年に、基本的に旭川市の愛護センターは、一定期間が過ぎたら処分するというものでなくて、犬で 28、猫で 42 という収容頭数を超えたら、譲渡適正がないものから殺処分するという運用になっていて、センターができた当初は、センターができたのだから殺処分をしては駄目だということで、無理やり収容頭数の上限を超えて、一つのケージの中に 3 匹も 4 匹も入れていたのですが、そうすると猫風邪が蔓延して、お金がなくて治療できない、目やにも臭いもすごいということになって、譲渡が難しかったので、これを平成 26 年に殺処分が一度増えてしまいましたが、収容頭数の上限を超えたら殺処分しようということで、一度リセットして、1 頭 1 頭にお金をかけてあげることにしました。先ほど、猫エイズの陽性状況も確認したほうが良いという意見が推進員さんからあったと思うのですが、猫エイズの状況を確認する、ワクチンもする、1 頭 1 頭をきれいに洗って、きれいに飼うことで、良い状態の個体を見せることで譲渡がうまく進み始めて、平成 29 年を過ぎてから殺処分が減り始めて、令和 2 年から 3 年連続で殺処分ゼロが続いています。

平成 29 年、30 年、令和元年は、どちらかという譲渡適正というより、治療の見込みがないということで、やむを得ず殺処分しているものになります。

不用の引取り理由 3、4 のところですが、最初は福祉関係の方から、あの家の飼育があやしいという情報をいただいて探知する事例が多くて、ご本人からというのはあまりなく、ケアマネージャーもしくはケースワーカーからの相談をもって探知することが多かったです。

裏面に進んでいただいて、旭川市では 10 頭以上を多頭飼育崩壊ということで取り扱っているのですが、飼育崩壊がない年もありましたが、2 件、3 件の発生が、令和元年、2 年と続いてきていて、令和 4 年も 12 月末の時点で 3 件で、昨日、あにまあるのホームページに載せたのですが、ちょうど今 4 件目が発生してしまっています。今回は 50 頭弱いるのではないかということです。飼い主も正確な数が分からないということで、時間的な余裕があるので、先ほど申し上げたとおり、飼養頭数を超えると殺処分をしなければいけないので、何回かに分けて収容し、譲渡が進んだらまた受け入れてという形で雄雌分けて飼ってもらおうというところを徹底してやっつけていこうということでやっています。

今のところ、あにまあるで譲渡がうまく進んでいるので、殺処分が少なく済んでいる部分もあります。特に、ケースワーカーから探知して、お話に行く保健所に連れて行ったら殺処分されるから渡したくないとお話をされる方が多いのですが、あにまあるの過去の実績をお話して、猫で言うと 3 年半ぐらい殺処分していないこと、絶対は約束できないけれどもということでお話すると、このような実績でしたら、信頼してお願いしたい。本当は本人も自分のご飯を食べるのも苦しいぐらい、計画外の繁殖が原因で経済的に困窮して、自分の生活も苦しいと、本当は手放したいが、殺処分にしたくないし、かといって、自分で里親探すこともできないという方が多いので、うちとしては、早い段階で手放してもらって、これを放置すると 50 で終わったのが、100 になってから引き取るとなると、本当に無理なので、早く探知して、早く説得して、収容したいという考えでやっています。

続いて、6、その他の動物の関係ですけれども、旭川市は遺失物として保護された動物の受入れをしているのですが、ミドリガメとかハムスターもそうなのですけれども、迷子の動物で、犬猫以外のものも収容しているのですけれども、今年で言うと、亀が 9 で、ハムスターが 10 とか入っています。ハムスターは不用ですね。亀、アカミミガメが拾得遺失物として入ってきていたのですが、条件付特定外来生物になると、譲渡が事実上難しいということで、今年の 4 月から、アカミミガメに限り受入れを中止ということで、警察のほうにお願いしています。

そのほかは、お示しをしている数字のとおりですが、コロナの関係で休日開館とかしつけ教室を中止していたのですが、来年度は 5 類に落ちることなので、再開を検討しています。

最後に、不妊措置事業ということで、旭川市は、あにまある、動物愛護センターで不妊手術をやっています。その実績が今年の 12 月末で累計 1,500 頭を超えたところです。野良猫の寿命は 2、3 年で、長くて 5 年ぐらいと言われているのですが、もともと野良猫の被害で困っているけれども、誰の飼い猫でもないから駆除することもできないしということで困られている方のところで取り組んだりするのですが、取り組んでいた地域の方と先日お話しする機会があったのですが、

5年ぐらいかけて、本当にもう猫を見なくなったよというようなお話をいただいたりして、収容頭数も減少傾向であるというところからも、100%の効果があるかという評価をできる段階ではないのですが、減少傾向ではあると考えています。

以上です。

○高橋座長 それでは、今、旭川ではほとんどないのですね。

○大西構成員 そうですね。私が入ってからは犬猫を殺処分したことはないです。

○高橋座長 ありがとうございます。

続けて、函館市さんからお願いします。

○荒井構成員 函館市の今年度の動物愛護管理についての取組を簡単にご説明させさせていただきます。

おつけした資料のとおりですが、まずは、1、引取りした犬猫への診療業務についてということで、令和5年の開始の業務になります。当市にはセンター施設がないことから、負傷動物に加え、今、お話で出てきている多頭飼育等の理由で当市が引取りした犬猫へも健康チェック等の適切な獣医診療を受けることができるよう、これまでの委託業務を拡充し、地方獣医師会とも連携・協力を図りながら、本市における殺処分の減少及び譲渡事業への取組を促進することとしました。

2、当市における地域猫活動についてということで、地域猫活動については、当市の市議会でも取り上げられたところでありまして、今後も継続して令和3年に立ち上がった市内の活動団体と意見交換を実施してきております。

令和5年2月に、この団体と、本市の広報広聴制度に市長のタウンミーティングというものがありまして、この団体が市長との意見交換を行っております。

3、狂犬病予防法の特例制度ということで、6月1日に施行になったものですが、この辺は直接的なものではありませんが、当市では狂犬病予防法に基づく業務を行っておりますので、今回は施行日からの参加を見送ったところになります。参加時期等についても現在は未定としております。

細々した点ではいろいろあるのですが、特段、大きな混乱というのはなかったのですが、施行日の前後から、市内ペットショップの犬の新規登録が急増しまして、私たちが通常用意している犬の鑑札の枚数が急遽足りなくなりまして、年度途中で追加購入するということがありました。

次に、4、今後の課題としましては、まずは地域猫活動への支援をどのような形でできるかということを現在進行形で考えております。

また、今回の議題でもありました北海道動物愛護管理センター事業との連携・協力について、3番目に狂犬病予防法の特例制度への参加につきましては、今後も道内保健所設置市、札幌市、旭川市、小樽市と情報交換及び協議を行って検討していくこととしたいと考えております。

5、今年度の実績、令和5年度2月末現在につきましては、以下のとおりとなっております。

以上になります。

○高橋座長 ありがとうございます。

まず、質問がありましたらお願いします。

私から聞いていいですか。

安楽死はほとんどしてないのですね。

○荒井構成員 今年度の実績においては、残念ながら猫について、当市にセンター施設がないということ、いろいろな状況もありまして、猫については殺処分 5 頭となります。

ただ、我々としても、皆さんと同じように、殺処分を極力減らしていくという方針に変わりありませんし、できるだけ譲渡の機会を与えられるような、できる限りの、長期収容まではいかないのですけれども、キャパシティがある限りは、そのような取組で対応させていただいております。

○事務局(高橋主査) 3 市からのご報告ありがとうございました。引き続き情報共有をお願いいたします。

ここで、事務局から、皆様にご報告があります。

24 ページ以降に参考資料としてつけている本協議会の設置要綱についてです。我々の都合で申し訳ないのですが、令和 4 年度に当課の機構改正がありまして、環境生活部環境局のところに自然という文字が入って自然環境局という組織名に変更になっています。したがって、第 4、事務局の 1 と 3 の表記を改めさせていただいて、改正を令和 4 年 4 月 1 日付ということで内容が変わっておりますので、この場での報告ということで了承をいただきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長 ほかにご発言はありませんか。

今日は、最後にいいお話を聞かせていただきました。

ありがとうございました。

○事務局(田邊主幹) 高橋会長、ありがとうございました。

本当に貴重なご意見をありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局(田邊主幹) これをもちまして、令和 4 年度北海道動物愛護推進協議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上